

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、施行令、施行規則等三段表

<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年十二月十四日) (法律第百十三号)</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令 (平成七年三月二十七日) (政令第九十八号)</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則 (平成七年三月二十七日) (農林水産省令第十七号) (平成二十一年十一月五日) (農林水産省令第六十三号) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件 (平成七年三月二十七日) (農林水産省告示第四百五十七号) その他関係告示等</p>
<p>目次 第一章 総則(第一条・第三条) 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節 基本指針(第四条) 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針(第五条・第七条) 第二款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項 (第七条の二・第七条の三) 第二款 米穀安定供給確保支援機構(第八条・第十七条) 第三款 米穀価格形成センター(第十八条・第二十八条) 第三節 政府の買入れ及び売渡し(第二十九条・第三十三条) 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出(第三十四条・第三十六条) 第五節 緊急時の措置(第三十七条・第四十条) 第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置(第四十一条・第四十六条) 第四章 雑則(第四十七条・第五十四条) 第五章 罰則(第五十五条・第六十二条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。 (主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針) 第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適</p>		

切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 この法律において、「主要食糧」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)(その他政令で定める食糧(これらを加し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。))をいう。

2 この法律において、「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 この法律において、「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいう。

(米穀及び麦以外の主要食糧)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)(第三条第一項の政令で定める食糧は、メスリン及びライ小麦とする。

2 法第三条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 米穀粉、小麦粉、大麦粉及びはだか麦粉

二 米穀、小麦、大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール

三 小麦でん粉

四 もち、だんごその他これらに類する米穀の調製食品(育児食用若しくは食餌療法用のもの又は米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。)

五 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。)

六 その他米穀、小麦、大麦、はだか麦、メスリン又はライ小麦を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)(第一条第二項第六号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

イ メスリン粉及びライ小麦粉

ロ ライ小麦のひき割りしたもの及びミール

ハ 米穀、小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット

ニ 米穀、小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又はフレーク状にしたもの

ホ 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第一一〇四・二九号の一から三までに掲げるその他の加工穀物

ヘ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超えるものであって、次のいずれかに該当するもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針
- 二 米穀の需給の見通しに関する事項
- 三 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項
- 四 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項
- 五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本指針を変更することができる。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

(基本指針)

第一条 基本指針は、七月三十一日までに定めるものとする。

(基本指針)

第一条 農林水産大臣は、少なくとも毎年二回、十一月三十日及び翌年の三月三十一日までに、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により定められた基本指針を見直し、必要があると認めるときには、同条第六項の規定によりこれを変更するものとする。

- (1) 米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。以下同じ。）
。、大麦産品（はだか麦産品を含む。以下同じ。）及び
びでん粉のうち、米穀産品、小麦産品又は大麦産品が最
大の重量を占めるもの
- (2) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、で
ん粉が最大の重量を占めるものであって、小麦でん粉を
含有するもの
- ト 米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）
チ 米穀、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（はだか麦を
含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品
の含有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料品
リ 粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ
加熱による調理その他の調製をしたもの
又 乾パン
- ル 関税率法別表第二一〇六・九〇号の二の（一）に掲げる調
製食料品

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針(以下「生産調整方針」という。)を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という。)の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置(天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。)

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(生産調整方針の認定を受けることができる者)

第三条 法第五条第一項の政令で定める者は、米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であつて、その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるものとする。

(生産調整方針の変更等)

第四条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る生産調整方針について変更をしようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 法第五条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五条第一項の認定を取り消すことができる。

一 法第五条第一項の認定に係る生産調整方針(第一項の変更の認定があつた場合には、その変更後の生産調整方針。次号及び第三号において「認定生産調整方針」という。)の内容が、基本指針に照らして適切でなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定生産調整方針に定められた法第五条第一項第二号に掲げる事項が適切に実施されていないと認めるとき。

三 認定生産調整方針が法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

(生産調整方針の認定を受けることができる者の規模)

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条の農林水産省令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若しくは出荷予定数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が二十トン(農林水産大臣が、生産調整の円滑な推進を図るため特に必要があると認めるときは、〇・三トン)であることとする。

(生産調整方針の認定申請手続)

第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、第三十三条第二項を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

(生産調整方針の認定基準)

第四条 法第五条第三項第三号(令第四条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。

(生産調整方針に関する助言及び指導)

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

(遵守事項)

第七条の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に關し遵守すべき事項を定めることができる。

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令

(平成二十一年農林水産省令第六十三号)

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	用途限定米穀(第二条 第五条)
第三章	食用不適米穀(第六条 第九条)
第四章	関係法令の遵守のための体制整備(第十条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において「用途限定米穀」とは、次に掲げる米穀(食用不適米穀を除く。)をいう。

- 一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の規定に係る生産調整方針に従って、用途を限定して生産され、若しくは出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分された米穀(天候その他の自然的条件の変化により同条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であつて、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを含み、政府又は法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構(次号において「機構」という。)が保有するものを除く。)
- 二 政府又は機構が、その用途を限定する旨の条件を付して売り渡し、交付し、貸し付け、又は交換した米穀

2 この省令において「食用不適米穀」とは、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により、販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。)、又は販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の場合を含む。)(の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないこととされてい

第二章 用途限定米穀

(用途限定米穀の用途外使用等の禁止)

第二条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者(以下「出荷販売事業者」という。)は、用途限定米穀を、その定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣(出荷販売事業者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のものにあつては、当該地方農政局の長)の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

(用途限定米穀の保管時に講ずべき措置)

第三条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を保管するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 他の用途に供する米穀と区分し、別棟で又は別にはい付け(包装し、又は容器(フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具を含む。次条第一項第一号において同じ。))に入れた米穀を整然と積み上げることをいう。以下同じ。)をして保管すること。ただし、繁忙期において倉庫の収容能力が不足する場合その他のやむを得ない事情がある場合にあつては、他の用途に供する米穀ともしはい付けをして保管することができる。

二 その用途が明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。この場合において、前号ただし書の規定により他の用途に供する米穀ともしはい付けをして保管するときは、パレットその他の物で他の用途に供する米穀と明確に区分し、用途ごとにそれぞれ異なる票せんによる掲示を行うこと。

(用途限定米穀の販売時に講ずべき措置)

第四条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 その包装又は容器(販売先における保管施設の状況その他のやむを得ない事情により、包装又は容器を用いずに販売する場合にあつては、送り状)に、その用途を示す表示を付すこと。

二 その用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に又は当該事業者を構成員とする事業者団体を通じて、販売すること。

三 当該用途限定米穀の販売先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ 他の用途への転用の禁止

口 違約金その他の契約の履行を担保する措置
2 前項第一号の表示は、次に定めるところにより行うものとする。

一 第一条第一項第一号に掲げる米穀（天候その他の自然的条件の変化により法第五条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であつて、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを除く。）にあつては、その用途に応じて、別記様式に定めるところにより表示すること。

二 前号に規定する米穀以外の用途限定米穀にあつては、その用途に応じて、同号の規定に準じて表示すること。

（国又は都道府県の関係機関への報告）

第五条 出荷販売事業者は、その出荷し、又は販売した用途限定米穀について、定められた用途以外の用途に供され、又は供される目的で出荷され、若しくは販売されたことを知つたときは、速やかに、国又は都道府県の関係機関に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、当該関係機関が既にその事実を知っているときは、この限りでない。

第三章 食用不適米穀

（食用不適米穀の保管時に講ずべき措置）

第六条 出荷販売事業者は、その保有する米穀が食用不適米穀であることが判明したときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 他の米穀と区分し、別棟で保管すること。別棟で保管することが困難な場合には、当該食用不適米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、他の米穀と明確に区分して保管するとともに、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、かびの胞子の拡散を防止するために当該食用不適米穀を被覆することその他の必要な措置を講ずること。

二 食用不適米穀であることが明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。

（食用不適米穀の処分）

第七条 出荷販売事業者は、食用不適米穀を次のいずれかの方法により処分しなければならない。

一 廃棄すること。

二 関係法令による規制にも留意しつつ、食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に譲渡しをすること。

三 自ら食用に供しない物資の加工又は製造の事業を行っている場合において、関係法令による規制にも留意しつつ、当該

物資の加工又は製造に自ら供すること。
四 仕入先の責に帰すべき事由により食用不適米穀となった場合において、当該食用不適米穀を仕入先に返品すること。

(食用不適米穀の譲渡時に講ずべき措置)

第八条 出荷販売事業者は、前条第二号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第六条各号に掲げる措置を講ずること。

二 譲渡しに際しては、食用への転用を防止するため、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 魚粉(食用に供することができるものを除く。)と混合すること。

ロ 他の米穀と明確に区別できるよう、着色すること。

ハ 飼料を製造する工場その他の食用不適米穀を用いて食用に供しない物資の加工又は製造を行う施設について、その構造上、投入した原材料が加工又は製造の過程において通常取り出せないようになっている場合において、当該施設の原材料投入口に当該食用不適米穀が投入されたことを確認すること。

三 食用不適米穀の譲渡先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ 食用への転用の禁止

ロ 当該出荷販売事業者が行う当該食用不適米穀の使用状況の調査への協力その他の契約の履行を担保する措置

四 譲渡先における当該食用不適米穀の使用の状況を適宜確認すること。

(食用不適米穀を原材料とする物資の製造時に講ずべき措置)

第九条 出荷販売事業者は、第七条第三号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第六条各号に掲げる措置を講ずること。

二 食用不適米穀を原材料とする物資の加工又は製造及び販売に関する記録を作成し、保存すること。

第四章 関係法令の遵守のための体制整備

第十条 出荷販売事業者は、前二章に規定する遵守すべき事項の内容に基づき適正な業務の運営が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 米穀の出荷又は販売の事業に従事する役員、従業員その他の者により、法、食品衛生法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第

二十六号)その他の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理が適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育その他の措置を講ずること。

二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づいて適切な記録の作成、整理及び保存を行うとともに、食品衛生上の危害の発生、用途限定米穀の用途外への転用その他の事実が明らかとなった場合には、国又は地方公共団体の権限のある機関の求めに応じて、同法の規定に基づき記録を速やかに提示すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十七号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、第十条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行前に出荷又は販売をされた用途限定米穀については、第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

(勧告及び命令)

第七条の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二款 米穀安定供給確保支援機構

(指定)

第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としなない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」という。)

(米穀安定供給確保支援機構の指定の申請)

第五条 法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五条第一項の規定に係る生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。
- 二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面
- 三 法第八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 四 法第九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 五 法第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面
- 六 もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務(法第九条各号に掲げる業務を除く。)を行つている場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

平成十六年四月十二日農林水産省告示第九百十七号

- 一 機構の名称
社団法人米穀安定供給確保支援機構
- 二 住所
東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号
- 三 事務所の所在地
東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号

(機構の名称等の変更の届出)

第六条 法第八条第一項の米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」といふ。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下、「貸付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第十二条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（業務規程の記載事項）

第七条 法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貸付金の使途
- 二 保証に係る債務の種類
- 三 業務に必要な資金の造成に関する事項
- 四 その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

（業務規程の認可の基準）

第八条 法第十一条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（事業計画等の認可の申請）

第九条 機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第三款 米穀価格形成センター

(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター(以

(区分経理の方法)

第十条 機構は、法第九条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」という。)に係る経理及び同条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「債務保証業務」という。)に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る経理、債務保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

2 第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

(貸付金の償還方法)

第五条 法第十七条第一項の規定による貸付金の償還期間は、五年以内とする。

(米穀価格形成センターの指定の申請)

第十一条 法第十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 事務所の所在地

- 下「センター」という。）として指定することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
 - 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。
 - 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

- (業務)
- 第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- (業務規程の認可)
- 第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面
 - 三 法第十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 四 法第十九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 五 法第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

- 平成二十年七月八日農林水産省告示第千八十二号
- 一 名称
財団法人全国米穀取引・価格形成センター
 - 二 住所
東京都文京区湯島三丁目二十六番十一号
 - 三 事務所の所在地
東京都文京区湯島三丁目二十六番十一号

- (センターの名称等の変更の届出)
- 第十二条 法第十八条第一項の米穀価格形成センター（以下「センター」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
 - 二 変更しようとする日
 - 三 変更の理由

- 、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(売買取引を行うことができる者)

第二十一条 価格形成施設における米穀の売買取引（以下「売買取引」という。）を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

第二十二條 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2 センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

3 センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

(業務規程の記載事項)

第十三條 法第二十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条第一号の価格形成施設（以下この条において「価格形成施設」という。）を開設する地に関する事項
 - 二 価格形成施設を開設する期日に関する事項
 - 三 法第二十一条の売買取引（以下この条において「売買取引」という。）を行うことができない者に関する事項
 - 四 売買取引の方法に関する事項
 - 五 売買取引の決済に関する事項
 - 六 売買取引の制限に関する事項
 - 七 売買取引の数量及び価格等の公表に関する事項
 - 八 売買取引に関し必要な事項を調査審議する委員会（次項第四号において「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項
- 2 前項第八号に掲げる事項にあつては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 委員の要件に関する事項
 - 二 委員の身分保障に関する事項
 - 三 委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項
 - 四 委員会の意見に関する事項

(業務規程の認可の基準)

第十四條 法第二十条第一項の認可の基準は、法第十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(公表事項)

第二十三条 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第二十五条 センターの役員を選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 センターの役員が、この款の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十九条第一号に掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十七条 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するとき、第十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九

第十五条 法第二十三条の農林水産省令で定める事項は、米穀の取引の指標とすべき価格とする。

(事業計画等の認可の申請)

第十六条 センターは、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(法第十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第十七条 センターは、法第二十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名、住所及び略歴

二 選任又は解任の理由

条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

第三十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を同項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀の加工品及び調製品)

第六条 法第三十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉
- 二 米穀のひき割りしたもの及びミール
- 三 もち、だんごその他これらに類する米穀の調製食品(育児食用若しくは食餌療法用のもの又は米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。)
- 四 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。)
- 五 その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第十八条 法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを競争入札により行う場合にあつては、入札に参加することのできる者の資格として、法その他の米穀の流通に関する法令の規定に違反する者でないこと、米穀の出荷数量又は販売数量が一定の数量以上であることその他の備蓄の円滑な運営を図る上で必要な要件を定めるものとする。

2 法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを随意契約により行う場合にあつては、米穀の需給状況を参酌し、買入れ又は売渡しの手方を定めるものとする。

(米穀の買受資格者)

第十九条 法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
- 二 米飯の販売の事業を行う者
- 三 国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買入れられた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

二 令第六条第五号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

- イ 米穀のペレット
- ロ 米穀のロールにかけ又はフレック状にしたもの
- ハ 関税率法別表第一一〇四・二九号の二に掲げるその他

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第三十一条 政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする買受資格者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る米穀等を買入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買入れた米穀等を同項の申込みを行った買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた米穀等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第三十二条 政府は、特に必要があると認めるときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

2 第三十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの附帯条件等)

第三十三条 農林水産大臣は、第二十九条から前条までの規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に關し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡

の加工穀物

二 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法のものを除く。)

ホ 米菓生地(育児食用又は食餌療法のものを除く。)

ヘ 米穀を単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料品

ト 関稅定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食料品

三 施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)(第三十条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、一キログラムにつき二百九十二円とする。

四 施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

法第三十一条第三項及び第三十四条第一項の農林水産大臣が定めて告示する額は、別表第一の上欄の各号に掲げる米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額とする。

しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(米穀等の輸入)

第三十四条 米穀等の輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。）を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合

2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

3 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(納付金の納付を要しない米穀等)

第七条 法第三十四条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその關稅が免除される米穀等

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条において準用される場合を含む。第十三条第二号において同じ。）の規定によりその關稅が免除される米穀等

三 輸出貨物の製造に使用される原材料その他農林水産省令で定める用途に供するため特に輸入の必要が認められる米穀等であつて、関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二条第二項の証明書の発給を受けたもの

四 法第四十九条第一項の規定による政府の貸付けに係る米穀（第十六条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）

(納付金の納付手続)

第八条 法第三十四条第一項の納付金（以下この条において単に「納付金」という。）を納付しようとする者は、あらかじめ、農林水産大臣にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、農林水産省令で定めるところにより、当該申出に係る納付金の額その他農林水産省令で定める事項を

(納付金の納付を要しない米穀等の用途)

第二十条 令第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品、染色糊又は特定朝食シリアル[○]の製造に使用される原材料とする。

(納付金の納付の申出)

第二十一条 令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政事務所長に提出するものとする。

2 令第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、輸入に係る米穀等の種類及び数

記載した申出書を提出してするものとする。

- 3 前項の申出書には、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第一項の規定により輸入申告（同法第六十七条の規定による輸入の申告をいう。第七項において同じ。）に際し税関に提出する仕入書の写しその他これに類するものとして農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定による申出をした者は、第二項の申出書の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を申し出なければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による記載事項の変更の申出について準用する。
- 6 農林水産大臣は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の申出書の記載事項に誤りがあると認めるときは、当該申出に係る納付金の額を決定し、農林水産省令で定めるところにより、当該申出をした者に通知するものとする。
- 7 第一項又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出（前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知）に係る納付金を、輸入申告の前に納付しなければならない。

（輸入数量の届出を要する米穀）

第九条 法第三十五条の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀以外の米穀とする。

- 一 関税法第十四条第二号若しくは第九号、第十五条第一項第三号の二又は第十六条第一項の規定によりその関税が免除される米穀
- 二 第七条第一号又は第三号に掲げる米穀等に該当する米穀
- 三 第七条第四号に掲げる米穀
- 四 その他農林水産省令で定める米穀

（米穀の輸出数量の届出）

第三十六条 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 第三十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合
- 二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

量並びに納付金の単価とする。

- 3 令第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、契約書その他輸入に係る米穀等の種類及び数量を確認できる書類とする。
- 4 令第八条第四項の規定による記載事項の変更の申出をしようとする者は、別記様式第三号による変更の申出書を地方農政事務所に提出するものとする。
- 5 令第八条第六項の規定による通知は、別記様式第四号による通知書を交付して行うものとする。

（米穀の輸入数量の届出）

第二十二條 法第三十五条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第五号による届出書を地方農政事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出をしようとする者（当該届出に係る米穀を個人用として輸入しようとする者に限る。）は、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その者の住所（本邦に住所を有しない者にあつては、国籍及び旅券番号）及び氏名を確かめるに足りる資料を提示し、又はその資料の写しを添付しなければならない。

（米穀の輸出数量の届出）

第二十三條 法第三十六条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書を地方農政事務所長に提出しなければならない。

（輸出数量の届出を要しない米穀）

第十条 法第三十六条第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。

- 一 法第四十九条第一項の規定による政府の交付又は貸付けに係る米穀（第十六条第一項第一号に掲げる者に対する同項第一号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）
- 二 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機が自己の用に供する米穀

三 本邦に來遊する外国の元首及びその家族並びにこれらの從者に屬する米穀

四 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設をいう。以下この号において同じ。）の館員の個人的使用に供される米穀並びに外国公館が送付する米穀

五 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される米穀

六 本邦の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設に送付される公用の米穀

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）第九条第四号から第六号までの規定（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第二百二十九号）第三条において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する米穀

八 その他農林水産省令で定める米穀

第五節 緊急時の措置

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第四条第一項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

3 政府は、第一項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令）

（輸出数量の届出を要しない米穀）
第二十四条 令第十条第八号の農林水産省令で定める米穀は、国際緊急救助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定により派遣された国際緊急救助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される米穀とする。

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

(米穀の生産者に対する命令)

第三十九条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

(米穀の割当て又は配給等)

第四十条 前二条に規定する措置をもつてしては、第三十七条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 麦の種類別需要数量に関する事項

二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項

四 その他麦の需給の安定に関する重要事項

3 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは、「第四十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは、「麦」と読み替えるものとする。

(麦の需給見通し)

第四十一条 需給見通しは、三月三十一日までに定めるものとする。

(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)

第四十二条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれら
を加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものをいう。
第五項及び次条から第四十五条までにおいて同じ。)の輸入を目
的とする買入れを行うことができる。

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約
により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約に
よることを不相当と認める場合には、入札の方法による一般競争
契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約に
より売り渡すものとする。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により
売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて
告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えては
ならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦
の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るた
め、需給見通しに即して行うものとする。

5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用
する。

(麦等の範囲)

第十二条 法第四十二条第一項のその他政令で定めるものは、メ
スリン及びライ小麦とする。

2 法第四十二条第一項の加工し、又は調製したものであつて政
令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 小麦粉、大麦粉及びはだか麦粉
- 二 小麦、大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール
- 三 小麦でん粉
- 四 その他小麦、大麦、はだか麦、メスリン又はライ小麦を加工
し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

五 令第十二条第二項第四号の農林水産大臣が指定するものは
、次に掲げるものとする。

- イ メスリン粉及びライ小麦粉
- ロ ライ小麦のひき割りしたもの及びミール
- ハ 小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット
- ニ 小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又は
フレーク状にしたもの

ホ 関稅定率法別表第一〇四・二九号の一及び三に掲げる
その他の加工穀物

ヘ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひ
き割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一
以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合
計が全重量の八十五パーセントを超えるものであつて、次
のいずれかに該当するもの(ケーキミックス及び育児食用
又は食餌療法用のものを除く。)

- (1) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、小
麦産品又は大麦産品が最大の重量を占めるもの
- (2) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、で
ん粉が最大の重量を占めるものであつて、小麦でん粉を
含有するもの

ト 小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(はだか麦を含む。
)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有
量が全重量の五十パーセント以上の調製食料品
チ 粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ
加熱による調理その他の調製をしたもの
リ 関稅定率法別表第二〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げ
る調製食料品

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

六 法第四十二条第三項及び第四十三条第三項の農林水産大臣
が定めて告示する額は、別表第二の上覧の各号に掲げる麦の
区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ
、それぞれ同表に定める額とする。

(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第四十三条 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買入れた麦等を同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

(準用)

第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中、「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条、第四十二条及び第四十三条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

(納付金の納付を要しない麦等)

第十三条 法第四十五条第一項第三号の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一 関税率法第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定によりその関税が免除される麦等又は同法第十九条第一項の規定によりその関税が軽減される麦等

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第六条の規定によりその関税が免除される麦等

三 輸出貨物の製造に使用される原材料その他農林水産省令で定める用途に供するため特に輸入の必要が認められる麦等であつて、関税暫定措置法施行令第二条第一項の証明書の発給を受けたいもの

(準用)

第十四条 第八条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について準用する。

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

七 法第四十五条第一項の農林水産大臣が定めて告示する額は、別表第三の上欄の各号に掲げる麦等の区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。ただし、平成十九年四月一日以降において、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を原産地とする別表第三の上欄の各号に掲げる麦等を輸入する場合には、一キログラムにつき〇円とする。

(納付金の納付を要しない麦等の用途)

第二十五条 令第十三条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。

(準用)

第二十六条 第二十一条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について令第十四条において準用する令第八条の納付金の納付手続について準用する。この場合において第二十一条第一項中、「別記様式第二号」とあるのは、「別記様式第七号」と、同条第三項中、「確認できる書類」とあるのは、「確認できる書類(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第三項に規定する特

(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

第四十六条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があると認めるときは、第三十条、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、米穀以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3 第三十条第一項又は第四十二条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第四章 雑則

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)(は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする者にあつては、確認できる書類及び当該麦等の原産地を証明した書類」と、同条第四項中「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第八号」と、同条第五項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

施行に関する件(平成七年告示第四百五十七号)

八 法第四十六条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、次に掲げる額とする。

イ 別表第一の上欄の各号に掲げる米穀等(米穀を除く。)にあつては、当該米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額

ロ 別表第三の上欄の各号に掲げる麦等(小麦、大麦及びびはだか麦を除く。)にあつては、当該麦等の区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十七条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。

5 法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主要食糧の交付等)

第四十九条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、主要食糧の貯蔵、交換、加工又は製造を行うことができる。

(主要食糧の交付)

第十五条 法第四十九条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 前項の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令(抄)
(平成十九年三月二日)
(政令第三十九号)

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部
改正に伴う経過措置)

第五十六条 整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人に対する主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十九条第一項の主要食糧の交付については、前条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【参考】改正前第十五条

第十五条 法第四十九条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体、公益法人その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 (略)

(届出事業者の帳簿)

第二十八条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量(自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まない。)

二 自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあつては次に掲げる事項

イ 米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は買受数量

ロ 米穀の種類別の在庫数量

2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(主要食糧の交付)

第二十九条 農林水産大臣は、令第十五条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(情報の提供)
第五十条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な流通の確保に資するため、次条の調査の結果その他主要食糧の需給及び価格に關し必要な情報の提供に努めなければならない。

(調査)
第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に關する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)
第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務等)
第五十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に屬する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定

(米穀の貸付け)
第十六条 法第四十九条第一項の規定による米穀の貸付けは、米穀の需給事情等を勘案して必要がある場合に、次に掲げる者に対して行うことができる。
一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者
二 前号に掲げる者に対して米穀の貸付けを行う者として農林水産大臣が指定する者
2 前項の貸付けの条件その他貸付けに關し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

(都道府県が処理する事務)
第十七条 法に規定する農林水産大臣の権限に屬する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務(米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販

〇平成十二年十二月八日農林水産省告示第五百十九号
名 称 主たる事務所の所在地
The United Nations World Va Cesare Giulio Volta, 68/70
Food Programme (国際連合 00148 Rome, Italy
世界食糧計画)

平成十年九月二十一日農林水産省告示第四百九十五号
名 称 主たる事務所の所在地
社団法人国際農林業協働 東京都港区赤坂八丁目十番三十九号
協会 赤坂KSAビル

(調査)
第三十条 法第五十一条の調査は、主要食糧の生産量、販売量、購入量、消費量等につき行つものとする。

(身分を示す証明書)
第三十一条 法第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員は、別記様式第十三号によるものとする。

めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

- 売所、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域出荷販売事業者」という。）が行う米穀の出荷又は販売の事業に係るものにあつては、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。（）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第七条の三第一項の規定による勧告（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事の勧告に係る同条第二項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第二項の規定による命令（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事
 - 二 法第五十二条第一項の規定による業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
 - 三 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する都道府県知事
 - 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
 - 5 農林水産大臣は、地域出荷販売事業者について法第五十二条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域出荷販売事業者が法第七条の二の農林水産省令で定める事項を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第七条の三第一項の規定による勧告（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がしたものに限り。）に従っていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。
 - 6 第一項の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号又は第四号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

- （都道府県知事の行う勧告の内容等の報告）
- 第三十二条 令第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 一 勧告又は命令をした米穀の出荷又は販売の事業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - 二 勧告又は命令をした年月日
 - 三 勧告又は命令の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 令第十七条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入検査を行った業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）の氏名又は名称及び住所
 - 二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
 - 三 報告の徴収又は立入検査の結果
 - 四 その他参考となるべき事項
- （権限の委任）
- 第三十三条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の

各号に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第五条第一項並びに令第四条第一項及び第三項の規定による権限

二 法第三十五条及び第三十六条の規定による権限

三 法第四十七条の規定による権限

四 法第五十二条第一項の規定による権限（法第七条の三の規定の施行に関するものを除く。）

五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十四条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 前項各号に掲げる権限であつて地方農政事務所の管轄区域に係るものは、当該地方農政事務所長に委任する。

3 第一項に規定するもののほか、法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第七条の三第一項の規定による報告（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるもの（次号において「地方出荷販売事業者」という。）に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

二 法第七条の三第一項の規定による前号に定める地方農政局長の報告（令第十七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした報告を含む。）に係る法第七条の三第二項の規定による命令（地方出荷販売事業者に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局長

三 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。） 当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。） 当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する地方農政局長

（経過措置）

第五十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第四十条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三

項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則（平成十五年法律第百三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（基本指針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下、「新食糧法」という。）第四条の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針（次項において、「基本指針」という。）を定め、これを公表することができる。この場合において、同条第二項第二号中、「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。
2 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日（以下、「施行日」という。）において新食糧法第四条の規定により定められたものとみなす。

3 新食糧法第四条第二項第二号の規定の適用については、施行日から起算して二年を超え四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。

（生産調整方針に関する経過措置）

第三条 新食糧法第五条第一項に規定する生産出荷団体等は、この法律の施行前においても、新食糧法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する生産調整方針を作成し、農

附 則（平成十五年十月一日政令第四百四十七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（基本計画に関する経過措置）

第二条 平成十六年においては、農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（次条において、「改正法」という。）第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（附則第七条において、「旧食糧法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本計画を新たに定めぬものとする。

（基本指針に関する経過措置）

第三条 農林水産大臣が改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（附則第七条において、「新食糧法」という。）第四条の規定の例により同条第一項に規定する基本指針を定める場合においては、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第二条中、「七月三十一日までに」とあるのは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百四十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行後速やかに」とする。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令
（平成十八年九月二十一日）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日は、平成十八年十一月二十九日とする。

（政令第三百六号）

附 則（平成十八年農林水産省令第六十号）
（施行期日）

第一条 この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（次条において、「旧規則」という。）別記様式第九号により麦等の輸入納付金の額を通知した通知書は、この省令による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（次条において、「新規則」という。）別記様式第九号により麦等の輸入納付金の額を通知した通知書とみなす。

第三条 この省令の施行前に旧規則別記様式第十三号により発行された職員の身分を示す証明書は、新規則別記様式第十三号により発行された職員の身分を示す証明書とみなす。

林水産大臣の認定の申請をすることができる。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「旧食糧法」という。)(第四十八条第一項に規定するセンターの役員又は職員であつた者に係る旧食糧法第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(米穀の政府買入れに関する経過措置)

第五条 新食糧法第二十九条の規定(米穀の政府買入れに係るものに限る。)(は、平成十六年産の米穀から適用し、平成十五年産の米穀については、なお従前の例による。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧食糧法第三条第十一項に規定する登録出荷取扱業者、同条第十二項に規定する登録卸売業者、同条第十三項に規定する登録小売業者又は旧食糧法第二十八条第三項に規定する自主流通法人である者は、新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に米穀の出荷又は販売の事業を行つてい
る者(前項の規定により新食糧法第四十七条第一項の規定による
届出をしたものとみなされる者を除く。)(については同項の規定
の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「主要食
糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(平
成十五年法律第百三三号)の施行の日から一月以内」とする。

3 都道府県知事は、施行日において、旧食糧法第三十七条第一項
に規定する登録卸売業者登録簿及び旧食糧法第四十三条第一項に
規定する登録小売業者登録簿を農林水産大臣に引き継ぐものとす
る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により
なお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成十八年法律第九十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、
次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(需給見通しに関する経過措置)

附則(平成十八年政令第二百二十三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)(の施
行の日(平成十九年四月一日)から施行する。ただし、次条の規
定は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年農林水産省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、
次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（次項において「新法」という。）第四十一条の規定の例により、同条第一項に規定する需給見通し（次項において「需給見通し」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた需給見通しは、この法律の施行の日において新法第四十一条の規定により定められたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年法律第二十七号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二節第一款の次に一款を加える改正規定並びに第五十三条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（標準売渡価格に関する経過措置）

第二条 平成十八年及び平成十九年においては、農林水産大臣は、この政令による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十三条第二項の規定にかかわらず、改正法による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十三条第二項の標準売渡価格を新たに定めないものとする。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

（平成二十一年十一月五日）

（政令第二百五十八号）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

附則（平成二十一年政令第一百五十八号）

この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

第二条 この省令の施行前においても、平成十九年四月一日以降に開税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の第二第三項に規定する特別特惠受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする者の納付金の納付の申出については、この省令による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第二十六条において準用する同規則第二十一条の規定の例による。

附則（平成二十一年農林水産省令第六十二号）

この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。